URP15－10

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針

（第10版）

2026 年 10 月 7 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

適合性評価推進センター認定センター

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

目　　次

1. 目的 3
2. 適用範囲 3
3. 引用規格、規程等 3
4. 用語の説明 4
4.1 IAJAPAN 認定機関ロゴ 4
4.2 認定シンボル 4
4.3 GLOBAL ACI MRA マーク 5
4.4 ILAC MRA マーク、IAF MLA マーク（経過措置） 5
4.5 認定識別 6
4.6 ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル、IAF MLA 組み合わせ認定シンボル（経過措置） 7
4.7 清刷 10
5. 認定シンボルの使用・管理及び認定の主張等に関する方針及び手順 10
5.1 一般 10
5.2 認定シンボルの使用・管理に関する方針 10
5.2.1 基本事項 10
5.2.2 認定シンボルに関する使用制限 11
5.2.3 報告書等での使用について 11
5.2.4 広告物での使用について 12
5.2.5 分野別注意事項 13
6. 認定シンボルの不正使用及び苦情 13
7. 認定事業者による認定シンボルの不正な使用に対する処置 13
8. 認定シンボル及び認定事業者のロゴマークとの組み合わせの監視 13
8.1 適切な利用の監視 13
8.2 不正発覚時の対応 14
9. 認定の取消し、一時停止及び認定範囲の縮小にかかる認定シンボルの使用及び認定の地位の主張について 14
9.1 認定を取消した場合 14
9.2 認定の一時停止の場合 14
9.3 認定範囲の縮小の場合 14
10. 規程の管理部署 14
附則 14

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針

1. 目的

本方針は、独立行政法人製品評価技術基盤機構適合性評価推進センター認定センター（以下「IAJapan」という。）によって認定された試験事業者、校正事業者、標準物質生産者及び製品認証機関（以下「認定事業者」という。）が発行する試験報告書、校正証明書、標準物質認証書及び認証書（以下「報告書等」という。）又はその他の文書、媒体における IAJapan の認定シンボルの適切な使用及び認定の地位の主張を管理するための方針、並びに認定シンボルの管理に関する IAJapan の方針及び手順を定める。

2. 適用範囲

この文書は次の認定プログラムに適用する。

(1) 計量法に基づく校正事業者登録制度・認定プログラム（以下「JCSS」という。）

(2) 産業標準化法に基づく試験事業者登録制度・認定プログラム（以下「JNLA」という。）

(3) 製品評価技術基盤機構認定制度（以下「ASNITE」という。）

3. 引用規格、規程等

この文書では、次に掲げる規格、規程等を引用する。規格、規程等のうち、発行年又は版の記載がないものは、その最新版を適用する。

認定様式集(UF01)

JCSS 登録及び認定の一般要求事項（JCRP21）

JNLA 認定の一般要求事項（JNRP23）

ASNITE 試験事業者　認定の一般要求事項（TERP21）

ASNITE 試験事業者 IT　認定の一般要求事項（TIRP21）

ASNITE 校正事業者　認定の一般要求事項（CARP21）

ASNITE 標準物質生産者　認定の一般要求事項（RMRP21）

ASNITE製品認証機関　認定の一般要求事項（PCRP21）

JIS Q 17000:2022（ISO/IEC 17000:2020） 適合性評価－用語及び一般原則

JIS Q 17011:2018（ISO/IEC 17011:2017） 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する要求事項

Global ACI MRA-006 Use of the MRA Mark by Accreditation Bodies and Conformity Assessment Bodies, and Claims of Accreditation Status by Conformity Assessment Bodies

Global ACI-MRA-007 Template report for the peer evaluation of an Accreditation Body based on ISO/IEC 17011:2017

IAF ML2:2023 General Principles on the use of the IAF MLA Mark

ILAC-P8:11/2023 ILAC Mutual Recognition Arrangement (Arrangement) : Supplementary

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

Requirements for the Use of Accreditation Symbols and for Claims of Accreditation Status by Accredited Conformity Assessment Bodies

ILAC-R7:05/2015 Rules for the Use of the ILAC MRA Mark

4. 用語の説明

この文書では、JIS Q 17000:2022及び関連する認定プログラムの一般要求事項で定義される用語を適用するほか、以下の用語及びその定義を適用する。

4.1 IAJapan 認定機関ロゴ

IAJapanが認定機関としての識別に用いるものであり、単独での使用がIAJapanに限られるロゴ。国内商標登録及び国際登録で保護されており、IAJapanが発行、公表する認定情報等に認定機関のロゴとして使用する。

IAJapan認定機関ロゴを図1に示す。

図1 IAJapan認定機関ロゴ
（国内商標登録：登録第5745621号）
（国際登録番号：1264278）

4.2 認定シンボル

認定事業者がその認定された地位を示すことに用いるために、IAJapanが交付するシンボル。4.1に規定する認定機関ロゴに、4.4に規定する認定識別を加えた一体のもので構成される。認定シンボルには認定機関ロゴと同じデザインの図柄を含むため、同図柄の下に、“Accredited”（“認定されている”旨を示す）、及び認定した適合性評価機関の種別ごとの認定識別を付した一体の表示をするものとする（図2及び図3参照）。

図2 認定シンボル例

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。



図3　ASNITE 製品認証機関の認定シンボル

4.3 Global ACI MRA マーク

グローバル認定協力機構（Global Accreditation Cooperation Incorporated: 略称Global ACI、以下「Global ACI」という。）が、その多角的承認取決（MRA）に参加するメンバー機関に使用を認めるマークであり、その使用ルール等はGlobal ACI MRA-006文書に規定されている。Global ACIが、経済圏ごとにGlobal ACI MRAマークの商標登録を行い、商標登録がなされた経済圏のメンバー機関はGlobal ACI MRAマークを使用できるが、本文書発行日時点において、日本ではまだ使用可能となっていない。

4.4 ILAC MRA マーク、IAF MLA マーク（経過措置）

4.3のGlobal ACI MRAマークが経済圏ごとに使用可能となるまでの間の経過措置として、Global ACIは、当該経済圏のMRA参加メンバー機関に引き続きILAC MRAマーク及びIAF MLAマークの使用を認めている。その使用期限は、Global ACI MRAマークが当該経済圏で商標登録されて使用可能となるまでである。Global ACI MRAマークが当該経済圏で使用可能となった時点から、当該経済圏のMRA参加メンバー機関は新たに発行する任意の文書等にILAC MRAマーク及びIAF MLAマークを使用することはできない。

ILAC MRAマーク[注1)]はILAC-R7文書、IAF MLAマーク[注1)]はIAF ML2文書でマークのデザイン、カラー、使用ルール等が規定され、国際商標登録されている。図4にILAC MRAマークを示す。ILAC MRAマークはBlue versionの他、Black versionがある。また、図5にIAF MLAマークを示す。

（注1）ILAC MRAマークはILACからGlobal ACIに譲渡、IAF MLAマークはIAFからGlobal ACIにライセンス付与された。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。



図4 ILAC MRA マーク(Blue version)
(国際登録番号:840857)



図5 IAF MLA マーク
(国際登録番号:0848938)

4.5 認定識別

認定識別は、認定された適合性評価機関の種類に応じて、認定プログラムの名称と認定事業者に付与される固有の番号の組み合わせと付加情報の組み合わせで表記される。

(1) JCSS の場合

認定識別は、その頭に“JCSS”を付し、0010 から始まる 4 桁の番号と次に示す付加情報の組み合わせとする。

① 校正機関として認定 :Calibration
② 標準物質生産者として認定 :RMP

(2) JNLA の場合

認定識別は、その頭に“JNLA”を付した後に西暦の下 2 桁の番号を付し(ただし、1997～1999 年は Z7～Z9 とする。)、更に、0100 から始まる 4 桁の番号を用いて次の例により付し、事務所の所在する国名コードを JIS X 0304 に従って 2 桁で付し、最後に付加情報として“Testing”を付す。なお、西暦を表す数字は発行日に基づく。

【例】1997 年に日本国内に所在する事務所に対して本制度に基づいて1番目に認定した試験事業者の認定識別は「JNLA Z70101JP Testing」とする。

(3) ASNITE の場合

認定識別は、その頭に“ASNITE”を付し、0001 から始まる 4 桁の番号と次に示す認定された分野の付加情報の組み合わせとする。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

① 校正機関として認定　　：Calibration
② 試験所として認定　　：Testing
③ 標準物質生産者として認定　　：RMP
④ 製品認証機関として認定　　：Product

また、同一適合性評価機関が同一認定分野において異なるマネジメントシステムを運営している場合、上述の識別に任意の識別文字を追加して、これを付加情報として適合性評価機関を識別する。

（例：Calibration-phy、Calibration-che）

認定プログラム、適合性評価機関の種別ごとの認定識別は表１のとおり。

表１

認定プログラム （対象適合性評価機関）	認定識別の表記
JCSS（校正事業者）	JCSS 0000 Calibration
JCSS（標準物質生産者）	JCSS 0000 RMP
JNLA（試験事業者）	JNLA 000000 XX Testing （00 は西暦の下 2 桁、XX は国名コード、日本は JP）
ASNITE（試験事業者）	ASNITE 0000 Testing
ASNITE（校正事業者）	ASNITE 0000 Calibration
ASNITE（標準物質生産者）	ASNITE 0000 RMP
ASNITE（製品認証機関）	ASNITE 0000 Product

4.6 ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル、IAF MLA 組み合わせ認定シンボル（経過措置）

Global ACIのマーク使用ルール（Global ACI MRA-006文書並びに当該文書で引用される暫定ルールとしてのILAC-R7文書、ILAC-P8文書及びIAF ML2文書）に基づき、4.2「認定シンボル」と4.4「ILAC MRAマーク、IAF MLAマーク（経過措置）」とを組み合わせたシンボルをいう。認定事業者は、4.4に規定された経過措置期間中、自らが発行する報告書等に、ILAC MRA又はIAF MLA組み合わせ認定シンボルを使用することができ、IAJapanは、Global ACIのマーク使用ルールにしたがって、認定事業者に使用を許可する権利が与えられている。

認定事業者が使用できる ILAC MRA 又は IAF MLA 組み合わせ認定シンボルの使用例を図６から図１２に示す（図内数値は寸法比を表す。）。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。



図6　JCSS／ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル



図7　JNLA／ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル



図8　ASNITE／ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル（ASNITE 試験事業者の例）

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。



図9　ASNITE／ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル（ASNITE 校正事業者の例）



図10　JCSS 標準物質生産者の ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル



図11　ASNITE 標準物質生産者の ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。



図１２　ASNITE／IAF MLA 組み合わせ認定シンボル（ASNITE 製品認証機関の例）

4.7 清刷

清刷とは、特にことわりのない限り、特定の保存形式及び所定の解像度(pixel/inch)で作成された、4.2 「認定シンボル」及び4.6 「ILAC MRA組み合わせ認定シンボル、IAF MLA組み合わせ認定シンボル（経過措置）」の電子的画像データをいう。IAJapanは、清刷の原本を管理し、認定の発効後に認定事業者に清刷を電子的画像データで提供する。

以降、特段の断りがない限り、「認定シンボル」とは 4.2 「認定シンボル」及び 4.6 「ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル、IAF MLA 組み合わせ認定シンボル（経過措置）」の総称とする。

5. 認定シンボルの使用・管理及び認定の主張等に関する方針及び手順

5.1 一般

IAJapan は、認定事業者による認定シンボルの使用及び認定の主張等に関し、本方針を定め、公開する。IAJapan は本方針を各認定スキームの一般要求事項で言及することにより、認定事業者に遵守させるものとする。

IAJapan は、認定事業者が報告書、Web サイト、パンフレット、広告又はその他の文書等で認定シンボルの使用及び／又は認定の主張等を希望した場合、その内容を確認し、本方針に適合していることを確認した上で許可する。

5.2 認定シンボルの使用・管理に関する方針

認定事業者は、本方針に従い、報告書等への認定シンボルの使用及び認定の地位の主張の方法の管理方針を持たなければならない。また、広告物、パンフレット、その他の文書等において認定シンボルの使用及び／又は認定の地位の主張をする場合には、管理方針を持たなければならない。

5.2.1 基本事項

・認定事業者は、認定の発効後に IAJapan から提供される認定シンボルの清刷（画像データ）を適切に管理すること。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

・認定事業者が認定シンボルを使う場合は、必ずIAJapanが提供した清刷の複製を用いることとし、分解、組み替え等を行ってはならない。また、他の文書等にある認定シンボルのコピーを使用してはならない。
・認定事業者が認定シンボルを単一色で使用する場合は、使用する色は黒とすること。
・認定事業者が認定シンボルを縮小又は拡大して表示する場合、与えられた清刷の縦横比を維持し、これを変更してはならない。
・認定事業者は、認定シンボルを通常の水平方向で使用し、回転させてはならない。
・認定事業者は、IAJapanが提供した状態よりも画像を劣化させる改変（例えば、清刷の解像度を低めるなど）を行ってはならない。
・認定事業者は、認定シンボルを文字が読み取れる程度の大きさで使用すること。また、認定シンボルが識別できないような背景で使用してはならない。

5.2.2 認定シンボルに関する使用制限
・認定事業者以外（申請者含む）は認定シンボルを使用してはならない。
・認定事業者及びその事業者が所属する法人は、認定範囲を明確にした上で、認定シンボルを使用しなければならない。
・認定事業者は、業務を下請負に出している場合、その結果が認定要求事項に適合していることが確認できない限り、認定シンボルを使用してはならない。
・認定事業者は、認定を辞退した又は取り消された場合、以降は認定シンボルを使用してはならない。また、それにより影響を受ける顧客に不当に遅滞なく通知しなければならない。

5.2.3 報告書等での使用について
・認定事業者は、認定シンボル付きの報告書等を発行する場合には、その様式（英語による報告書等の発行を希望する場合は、英語による様式を含む）を事前に IAJapan に届出なければならない。
・認定事業者が認定の範囲内で発行する報告書等に認定シンボルを使用する場合は、製品、プロセス又はサービス（又はその一部）がIAJapanによって認証又は承認されたと暗示するような使用をしてはならない。認定シンボルを使用する場合は、認定事業者の責任の下で発行されていることを明確にするため、認定事業者のロゴマーク又は事業者の明確な識別とともに使用し、認定シンボルを単独で使用してはならない。
・認定事業者は、認定の範囲外で発行する報告書等に認定シンボルを使用してはならない。ただし、認定の範囲内の結果が一部でも含まれる場合は、認定範囲外のものと区別することで認定シンボルを使用できる場合がある。
・認定事業者は、報告書等のカラーコピー等による複写は正本と紛らわしいため禁止されていることを、顧客に対して通知しなければならない。ただし、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を求める等、正本との違いを容易に判別することが可能な場合は、この限りでない。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

5.2.4 広告物での使用について

・認定事業者は、印刷物の作成等のため印刷業者等にIAJapanが提供した清刷の複製を提供する場合、認定事業者が遵守しなければならない本規定の要求事項が提供を受けた印刷業者等にも提供されること及び同印刷業者等により適切に清刷を管理されることを確実にしなければならない。具体的には、転用の禁止や廃棄を確実にすること等を求める。

・認定事業者は、以下の1)～5)の条件を満たす場合に限って、広告物、パンフレット、その他の文書等に、認定シンボルの使用及び／又は認定の地位の表明をしてもよい。ただし、事前にIAJapanに照会し、承認を得なければならない。

1) 認定されている範囲を明確にし、誤解を招く又は正当でないとIAJapanが見なすような表明を行わないこと。
2) IAJapanによって直接的に製品が認証されている、または製品の品質が保証されていると誤解されるような方法で認定されている旨の表明をしないこと。
3) IAJapanの信用や評判を落とすような方法で認定を表明しないこと。
4) 認定シンボルを使用せずに認定の地位を表明する場合には、認定事業者であること及び認定識別を明確にすること。
5) 誤解を防ぐために、可能な限り、認定シンボルについての説明を入れることが望ましい。

以下に、広告物に認定シンボルを使用する場合の説明文の例を示す。

例1:
当社○○ラボは、ASNITE認定事業者です。ASNITE XXXX YYYYは、当社○○ラボの認定識別です。

例2:
当社○○は、認定された範囲内においてISO/IEC 17025:XXXX(ISO 17034:XXXX、ISO/IEC 17065:XXXX)に適合していることをIAJapanから認定されています。

例3:
当社○○は、認定された範囲内においてISO/IEC 17025:XXXX(ISO 17034:XXXX、ISO/IEC 17065:XXXX)に適合していることを、Global ACIの多角的承認取決(MRA)に参加しているIAJapanから認定されています。Global ACI MRAマークが日本国内で使用可能となるまでの間、ILAC MRAマーク(IAF MLAマーク)をIAJapanの認定シンボルとともに引き続き使用することが認められています。

注記:広告物、パンフレット、その他の文書等には次が含まれる。

・コミュニケーションツール(プレゼンテーションスライド、プレスリリース、公告等)
・認定事業者の文房具(宣伝用贈答品、カレンダー、書類ばさみ、ノート、名刺、謹呈用紙、FAX用紙、送り状、業務見積書等)

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

・イベントツールとディスプレイ（ポップアップバナー、スタンド、看板、ポスター等）
・オンラインアプリケーション（ウェブサイト、ニュースレター、電子メールの署名等）

5.2.5 分野別注意事項

・ASNITE製品認証機関においては、認定を受けている範囲の認証書を発行する場合は、その認証書に認定シンボル又は認定の地位の主張のいずれかを必ず含めなければならない。（Global ACI MRA-006 8.2.2）
・ASNITE 製品認証機関は、図3の認定シンボルを使用し、認定の範囲内であっても、製品認証機関が発行する認証書に IAF MLA マークを使用してはならない。（Global ACI MRA-006 8.1.2）
ただし、ASNITE 製品認証機関は IAF ML2 に基づいた ASNITE／IAF MLA マーク使用契約を IAJapan と取り交わし、当該契約を遵守した上で、ASNITE／IAF MLA 組み合わせ認定シンボルを宣伝等で使用することができる。

6. 認定シンボルの不正使用及び苦情

・認定事業者は、認定事業者以外の第三者によって認定シンボルが不正に使用された場合は、IAJapanと密に連絡し、IAJapanが当該者に対し執るすべての処置について協力しなければならない。
・認定事業者が法的措置を起こすことを決定した場合は、IAJapanに書面により通知し承認を得なければならない。さらに、その後のいかなる法的措置においてもIAJapanが関与する機会を与えなければならない。
・認定事業者は、第三者からの認定シンボル使用に関するすべての苦情について、速やかにIAJapanに報告しなければならない。

7. 認定事業者による認定シンボルの不正な使用に対する処置

・認定シンボルの不正使用が発覚し、IAJapanから是正処置を要求された認定事業者は、可及的速やかに認定シンボルの使用を一時停止し、また、認定シンボルの使用再開のために必要な是正報告又は是正計画を定められた期限までにIAJapanに提出しなければならない。
・是正報告又は是正計画が提出されない場合、IAJapanは、認定シンボルの使用を取り消すとともに、認定の一時停止、取消しの措置に係る手続きを開始する。

8. 認定シンボル及び認定事業者のロゴマークとの組み合わせの監視

8.1 適切な利用の監視

IAJapan は、認定シンボル及び認定シンボルと認定事業者のロゴマークとの組み合わせの使用状況並びに認定の地位の主張の内容及びその状況について、認定審査、再認定審査及びサーベイランス審査で確認するとともに、認定事業者の Web サイト等を適宜確認し、適切な使用が維持されているか否かを監視する。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

認定事業者は、自身の顧客に対して同顧客が認定シンボルを使用していないことを監視し、確認しなければならない。

8.2 不正発覚時の対応

IAJapan は、認定機関ロゴ、認定シンボル及び認定シンボルと認定事業者のロゴマークとの組み合わせの使用状況について、第三者からの苦情等により不正使用が発覚した場合は、その重篤度に応じて不正使用をした者に対して、使用停止の要求、認定の一時停止及び取消し(該当する場合)、違反の公表並びに必要な場合は法的措置を行う。

9. 認定の取消し、一時停止及び認定範囲の縮小にかかる認定シンボルの使用及び認定の地位の主張について

9.1 認定を取消した場合

IAJapanは、認定事業者の認定を取り消した場合、取り消した日以降に、当該事業者に対して、取り消された範囲についての認定シンボルの使用及び認定要求事項への適合の表明、並びに認定の地位を表明することを認めない。

9.2 認定の一時停止の場合

IAJapanは、認定事業者の認定の一時停止をした場合、その認定事業者に対して、一時停止された認定範囲に関する認定シンボルの使用及び認定要求事項への適合の表明を認めない。また、認定の一時停止をした場合は、その事実についてIAJapanのWebサイトで公表する。

9.3 認定範囲の縮小の場合

IAJapanは、認定事業者の認定範囲を縮小した場合、その認定事業者に対して、縮小された認定範囲についての認定シンボルの使用、認定要求事項への適合の表明、又は認定の地位を表明することを認めない。

10. 規程の管理部署

本規程を管理する担当課は、適合性評価推進センター認定センター品質管理・国際対応室とする。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、2015 年 4 月 1 日より適用する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、2016 年 4 月 1 日より適用する。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

附則
（施行期日）
第 1 条　この規程は、2019 年 1 月 1 日より適用する。

附則
（施行期日）
第 1 条　この規程は、2019 年 11 月 26 日より適用する。

附則
（施行期日）
第1条　この規程は、2020 年 1 月 9 日より適用する。

附則
（施行期日）
第1条　この規程は、2020 年 8 月 25 日より適用する。

附則
（施行期日）
第1条　この規程は、2023 年 3 月 9 日より適用する。

附則
（施行期日）
第1条　この規程は、2026 年 2 月 5 日より適用する。

附則
（施行期日）
第1条　この規程は、2026 年 4 月 1 日より適用する。

附則
（施行期日）
第1条　この規程は、2026 年 10 月 7 日より適用する。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。

IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針 第 10 版
改正のポイント

1．主な改正内容

◆ 「3. 引用規格、規程等」に、グローバル認定協力機構（Global ACI）の文書 Gobal ACI MRA-006、MRA-007 を追加

◆ Global ACI MRA の発効に伴い、Global ACI MRA マークに関して 4.3 に規定するとともに、ILAC MRA マーク及び IAF MLA マークの経過措置としての位置づけを明確にするため、4.4 及び 4.6 の記述を修正

◆ 広告物等における認定の主張例について、より適切な表記への見直し（5.2.4 例２）、Global ACI MRA に言及する場合の例を新たに追加（5.2.4 例３）

◆ ASNITE 製品認証機関に対する「5.2.5 分野別注意事項」の根拠を、IAF 文書から Global ACI 文書に変更

内容の変更を伴う改正か所には、下線を付しています。

このファイルを複写したファイルや、このファイルから印刷した紙媒体は非管理文書です。